

令和8年産鳥取県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和7年12月4日（木曜日）14時00分～14時40分

第2 開催場所：鳥取第1地方合同庁舎5階会議室

第3 出席者

（行政機関）

鳥取県農林水産部 農業振興局

生産振興課 課長補佐 稲本 勝太

（学識経験者）

鳥取県農業試験場

作物研究室 室長 中村 広樹

（申請者・実需者）

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

農畜産部 米穀課 課長 小山 友寛

（登録検査機関）

鳥取西部農業協同組合 南部伯耆日野営農センター 主任 山根 勝太

（中国四国農政局）

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 西田 幸弘

生産部生産振興課 農産物検査係 係長 荒尾 健一

第4 議題

1. 開会（農政局）

定刻となりましたので、只今から令和8年産鳥取県産農産物銘柄設定等意見聴取会を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

2. あいさつ（農政局）

省略

3. 事務連絡（農政局）

省略

4. 銘柄設定の申請内容の説明

ア 「はれごころ」設定の申請

（申請者（全国農業協同組合連合会鳥取県本部）の説明）

申請の理由については、「はれごころ」がダイズモザイクウイルスに抵抗性があり、ラッカセイわい化ウイルスおよびインゲンマメ南部モザイクウイルスにも抵抗性がある。また、難裂莢性を備えており、紫斑病の抵抗性についても強いということが理由の一つです。

また収量につきましても、現在県内で多くの面積で栽培しております「サチユタカ」よりも1割程度多いというデータもございます。また、品質につきましても「サチユタカ」よりも優れており、特に裂皮が少ないと言うデータが出ているところでございます。

本県産の大豆の多くが豆腐向けで使用されておりますが、こういった需要に対して「はれごころ」は加工適正も高いというデータも出ているところでございます。

鳥取県においては令和5年度に奨励品種に採用されたところで生産者、実需者及び県を中心に関係機関が連携しながら本県産大豆の普及拡大を図るために産地品種銘柄の設定が必要であると判断し、今回申請をさせて頂いたところでございます。

「はれごころ」は令和4年に県内で実証圃場を設けて栽培を行っているところでございます。今後の計画としては令和7年で7haを作付けしました。今後、令和8年で40ha、令和9年で70haとこの3年間で大豆栽培面積の10%程度に拡大したいというように考えております。

また必要となる種子の生産についても始めておりますので、種子の必要量は確保できると見込んでいます。

加工業者との試験販売も行っておりまして、「サチユタカ」と同程度と言う評価を得ておりますので、「サチユタカ」並びに少し生産量が減っている「タマホマレ」と品質の良い大豆に置き換えをして行きたいと言うところで申請をさせていただいた次第でございます。

イ 品種鑑定上の特徴説明

(登録検査機関(鳥取西部農業協同組合)の説明))

鑑定上の特徴ですが、粒形については比較品種の「サチユタカ」がきれいな丸型に対し「はれごころ」は若干橿円のような形になっています。粒の大きさ、皮の色、光沢については「サチユタカ」と同程度となっています。品質低下の原因となる裂皮については「サチユタカ」と比べて裂皮しにくいというところです。また、収量低下の原因になる裂莢もしにくいということで、収量も上がり易く、品質も安定している品種という様に思います。

5. 申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルの確認

6. 意見聴取

(農政局) それでは、再開します。議題(3)の意見聴取に入りたいと思います。ご出席の方のご意見を頂きたいと思います。

(行政機関) 県としては令和5年に奨励品種に設定しているところで、試験栽培でも評価が高く収量性、品質も高く今後広めていきたいというように考えています。

(農政局) 鳥取県で奨励品種に指定されたということなので、鳥取県には栽培上適しているということでおろしいでしょうか。

(学識経験者) 試験栽培を行って、試験結果が良かったので奨励品種に指定したところなのでそういうことです。

(農政局) 「はれごころ」は、豆腐等への加工適正も良いということですが需要はどうでしょ

うか。

(申請者) 今、鳥取県で主に栽培されている「サチユタカ」「タマホマレ」と比べても、製品の品質が良くなる傾向が高いということで実需者から評価されているところです。また、収量も上がるところで「はれごころの」の作付けのニーズも一定程度あり、安定供給の見込みもあるというところで評価を頂いているところです。

(農政局) 種子の供給や育成者権の侵害等は懸念されるところはないでしょうか。

(申請者) 「はれごころ」の出願者である西日本農業研究センターと、鳥取県産米改良協会が品種利用許諾申請を行い利用許可を受けています。また、原種等は既に西日本農業研究センターから提供を受けて鳥取県農業試験場が生産を開始している状況なので問題はないです。

(農政局) 検査数量の推移を見ると「タマホマレ」が少なくなっているが「タマホマレ」の後継品種という位置づけでしょうか。

(申請者) 「タマホマレ」が「はれごころ」に置き換わる予定です。また、「サチユタカ」と「星のめぐみ」の一部も「はれごころ」に置き換わる予定で進めているところです。

(農政局) 登録検査機関として銘柄検査は問題ないでしょうか。

(登録検査機関) 問題はないと思います。

(農政局) ありがとうございます。

他にご意見等ございましたらお受けしますが、ありますでしょうか。

7. まとめ (農政局)

ただ今、「はれごころ」の銘柄設定について、皆様からご発言を頂きました。その結果を改めて確認をさせていただきます。

ご出席の皆様方から、銘柄設定についてそれぞれの立場からご発言なり、ご意見を頂きました。結果、「はれごころ」について、銘柄設定の要件をクリアしていること、特性、品質の状況なども問題ない。また、特段の反対意見もないことから、銘柄に設定することは「適当」であると判断させて頂きたいと思います。

後日、頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書とともに農林水産省農産局長へ報告させて頂きます。農産局で産地品種銘柄の設定について議論され、産地品種銘柄として設定されれば、来年3月末までに規格規程の改正が行われます。その際には関係者の皆様にも私どもから規格規程の改正通知を送付させて頂きます。また、申請者様にも結果の通知を合わせて送付させて頂くということで事務を進めて参ります。

なお、産地品種銘柄として設定されれば、県内の登録検査機関にサンプルの配布を行いますので、申請者様には農政局あてにサンプルの提出をお願いします。

8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして「はれごころ」についての国内農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会とします。

本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございました。